

青木村障害者活躍推進計画

機関名	青木村役場
任命権者	青木村長
計画期間	令和6年4月1日～令和10年3月31日（4年間）
青木村（長部局）における障害者雇用に関する課題	青木村においては、職員総数が50人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 職員の中には障害者が若干名在籍していたが、令和2年3月に1名退職したことにより、障害者はいないため、法定雇用数を満たす必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指す。 （評価方法）障害者に限定した募集を行わずとも、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行い、任免状況通報により確認を行う。
②定着に関する目標	なし（現在、在職している障害者がいないため）
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務企画課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制を整備するとともに、上田公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。 ○役割分担については、人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、職務の選定を行う。 ○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員に対しては、定期的に必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。